

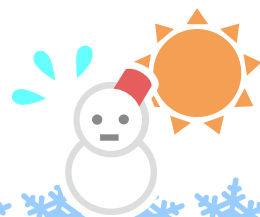


紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年2月7日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.7

泥はね運転ご用心！！

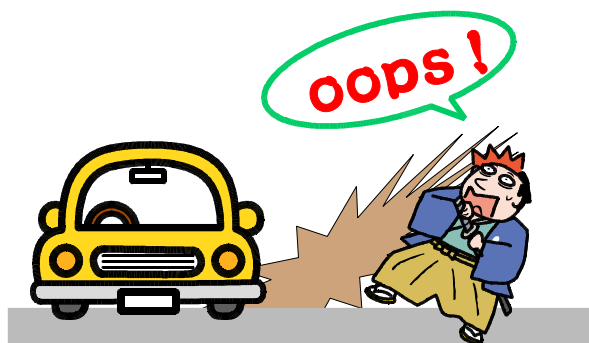


気温が上昇すると雪解けが進み、道路に巨大な水たまりができることが予想されます。

道路交通法第71条では『運転者の遵守事項』として、
「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。」
とされています。

水たまりなどを通行するときは、水たまりを避ける、速度を緩めるなどして、泥水がはねないように注意して運転しましょう。

反則金		違反点数
大型車	7,000円	0点
普通車	6,000円	
二輪車	6,000円	
小型特殊車	5,000円	
原付車	5,000円	



泥はね運転は違反行為です！！

注意

引き続き、凍結路面に注意！！

日中、道路上に溶け出した雪が、夜間や早朝に凍結し、ブラックアイスバーンとなる可能性がありますので、引き続き凍結路面に注意して運転しましょう。

